

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年8月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700032 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700010 号

第 1 結論

昭和 37 年 1 月から昭和 41 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 1 月から昭和 41 年 3 月まで

前回、請求期間については、昭和 41 年 3 月に A 市役所の窓口で住民登録を行った時に国民年金の加入の有無を尋ねられ、加入する旨回答し、同年 10 月末に B 婦人会の担当者が自宅を訪れ、請求期間に係る国民年金保険料として 6,100 円を請求されたので、翌月末に同担当者に同額を預けたので、同担当者が同年 12 月に同市役所の窓口で納付したと思う旨主張し訂正請求を行ったが、記録の訂正は認められないとする通知を受け取った。

請求期間に係る国民年金保険料については、A 市役所において国民年金の年金加入の意思表示をした後の昭和 41 年 10 月初めに B 婦人会の集金担当者が集金に来たが高額のため納付猶予（延期）してもらい、日々の売上金を蓄え、同年同月末に同担当者へ納付したので、請求期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できない。

きちんとした記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は平成 27 年 8 月 11 日付けで、昭和 37 年 1 月から昭和 41 年 3 月までの期間に係る訂正請求を行っているところ、①請求者が B 婦人会の担当者に預けたとする金額は、請求期間の国民年金保険料の合計額と一致しない上、前述の担当者は既に他界しており、請求期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができないこと、②前述の担当者が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする昭和 41 年 12 月時点において、請求期間には既に時効により保険料を納付できない期間（昭和 37 年 1 月から昭和 39 年 9 月までの期間）が含まれることから、制度上、請求期間の国民年金保険料を一括納付することはできない上、当該時点において、過年度納付可能な期間（昭和 39 年 10 月から昭和 41 年 3 月）についても、A 市の担当者は、「組織が取扱っていた保険料は、現年度保険料のみであり、過年度保険料については取扱いがなかった。」と陳述していること、③請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料を納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に平成 27 年 11 月 13 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、記録の訂正が認められないことに納得できないとして再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者は、請求期間に係る新たな資料として、請求者に係る国民年金の検認記録、国民年金保険料の納付や集金について隣人等が記載した書面等を提出し、年金記録の訂正が認められないことに納得できないと主張しているが、当該検認記録については、請求期間である昭和 41 年 3 月以前は納付の記録は無く、また、前述の隣人等に照会したが、請求者の請求期間

に係る国民年金保険料の納付状況は不明であり、その他の資料からも請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を推認できない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700016 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700029 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の賞与の記録がない。請求期間の賞与の明細書は持っていないが、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、請求期間において請求者に対し、賞与は支給していないと回答している上、同社が提出した請求者に係る給与明細一覧表によると、請求期間に係る賞与 (23 年後期) の支給合計の欄には「0」と記載されている。

一方、請求者が提出した A 社の平成 23 年 8 月支払分から同年 12 月支払分の給与に係る給与明細書及び平成 23 年分給与所得の源泉徴収票によると、各月の給与明細書における支給合計を合算した額 (996,574 円) から非課税通勤費を合算した額 (50,000 円) を除いた額 (946,574 円) は、源泉徴収票に記載された支払金額 (1,032,754 円) から摘要欄に記載された支払金額 (86,180 円) を除いた同社における支払金額 (946,574 円) と一致する上、これら給与明細書等で確認できる給与の支払額は前述の給与明細一覧表とも一致する。

以上のことから、請求期間において請求者に対し賞与が支給されたことを確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。